

岩手県選挙管理委員会告示第 68 号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和 57 年岩手県選挙管理委員会告示第 11 号の 2）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																									
<p>様式第57号の2（第80条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県選挙管理委員会委員長 殿</p> <p>[略]</p> <p><u>1 減少の理由</u></p> <p><u>2 減少数</u></p> <p><u>3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積及びポスター掲示場設置数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>選挙人名簿登録者数</th> <th>面積</th> <th>令第111条第1項の規定による数</th> <th>設置数</th> <th>増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>(総数)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		投票区	選挙人名簿登録者数	面積	令第111条第1項の規定による数	設置数	増△減			㎡				[略]						合計			(総数)			<p>様式第57号の2（第80条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県選挙管理委員会委員長 様</p> <p>[略]</p> <p><u>1 減少数</u></p> <p><u>2 投票区別選挙人名簿登録者数、面積、ポスター掲示場設置数及び減少理由</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>選挙人名簿登録者数</th> <th>面積</th> <th>令第111条第1項の規定による数</th> <th>設置数</th> <th>増△減</th> <th>選挙人名簿登録者数 設置数</th> <th>減少理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>(総数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 <u>選挙人名簿登録者数</u> 欄は、投票区のエlection人名簿登録者数が200人未満の場合に記載してください。</p>		投票区	選挙人名簿登録者数	面積	令第111条第1項の規定による数	設置数	増△減	選挙人名簿登録者数 設置数	減少理由			㎡						[略]								合計			(総数)				
投票区	選挙人名簿登録者数	面積	令第111条第1項の規定による数	設置数	増△減																																																						
		㎡																																																									
[略]																																																											
合計			(総数)																																																								
投票区	選挙人名簿登録者数	面積	令第111条第1項の規定による数	設置数	増△減	選挙人名簿登録者数 設置数	減少理由																																																				
		㎡																																																									
[略]																																																											
合計			(総数)																																																								
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																											

附 則

この告示は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。